

# 社会福祉法人かがやき神戸 給与規定

## 第1章 総 則

### (摘要範囲)

第1条 就業規則第39条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

2 前項の職員とは、就業規則第7条により採用された者をいう。

### (均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的な取り扱いをしない。

### (男女同一賃金)

第3条 職員の給与は、男女の性に係わらず同一賃金とする。

### (給与の種類)

第4条 職員の給与は、本俸及び諸手当並びに退職金とする。

### (給与の締切)

第5条 給与の締切期間は、当月1日から末日までとする。

2 前項の規定は期末手当については適用しない。

### (給与計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部を、業務に従事しなかった時間は給与を支給しない。

2 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該計算期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。

3 新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令日から日割り計算による。

4 育児短時間勤務と介護短時間勤務については、時給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給額を支給する

### (給与の支払日)

第7条 給与は、毎月20日に支給する。ただし、当日が休日又は土曜日の場合には、その前日とする。

2 前項の規定は、日々雇い入れる者の給与及び賞与については摘要しない。

### (非常時払)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、職員又は遺族の請求に基づき給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

(1) 職員の結婚、出産、疾病、災害又はやむを得ない事由による1週間以上の帰郷

(2) 職員の収入によって生計を維持する者が、結婚、出産、疾病、災害又はやむを得ない事由で1週間以上にわたって帰郷する場合

(3) 職員が死亡、退職又は解雇された場合

(4) その他、やむを得ない事情があると施設長が認めた場合

### (給与の支払方法)

第9条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に定めのあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支給する。

この場合において、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する金融機関の該当職員の預金口座等への振込によることができる。

## 第2章 本 俸

(給与形態、本俸支給額)

- 第10条 職員の本俸は月給制とし、職員以外の者は日給制又は時給制を採用することができる。
- 2 職員の本俸額は、別表1で定める給与表による。ただし、特別の事情により給与表によりがたい場合は、その都度理事長が定める。

(初任給)

- 第11条 職員の本俸の初任給は原則として別表2のとおりとする。ただし、職員の前歴、年齢等を勘案して別表3により各人ごとに決定する。
- 2 前項ただし書きの決定にあたっては、上下15%の範囲で増減することができる。
  - 3 10年を満たない場合の換算後の年数に端数が生じた場合6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年として加算する。
  - 4 前歴を換算する期間は、10年間とする。

(定期昇給)

- 第12条 昇給は、毎年1回時期を定めて行う。
- 2 昇給の時期は、4月1日とする。

## 第3章 手 当

(手当の種類及び額等)

- 第13条 職員に対し、別表4に定める手当を支給する。
- 2 特定処遇改善加算に関わる本俸及び手当を別表5に定める通り支給する。

## 第4章 退 職 金

- 第14条 職員の退職金は、次の通とする。
- (1) 平成28年3月末日以前に入職した職員に関しては社会福祉施設職員退職手当共済法による退職金。  
平成28年4月1日以降に入職した職員に関しては退職金引当金の積み立てによる退職金
  - (2) 神戸市民間社会福祉施設職員手当共済による退職金。
  - (3) 就業規則第70条の懲戒解雇の時は、退職金は支払わない。

## 第6章 旅 費

- 第15条 職員が業務のため命令を受けて出張する場合は、別に定める旅費規程による。

(旅費支給方法)

- 第16条 旅費は、原則として出張前に概算額を支給し、出張後精算することができる。

## 第7章 改 正

第17条 この規定の改正は、職員の代表者の意見を聞いたうえ、社会福祉法人かがやき神戸理事会の議決により行う。

### 付 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。  
この規定は、平成11年7月24日から施行する。  
この規定は、平成12年8月1日から施行する。  
この規定は、平成20年4月1日から施行する。  
この規定は、平成21年1月1日から施行する。  
この規程は、平成21年8月1日に改正する。  
この規定は、平成21年11月1日に改正する。  
この規定は、平成22年4月1日に改正する。  
この規定は、平成27年11月1日に改正する。  
この規定は、平成28年4月1日に改正する。  
この規定は、平成29年1月1日に改正する。  
この規定は、平成29年7月1日に改正する。  
この規定は、平成30年4月1日に改正する。  
この規定は、2019年12月1日に改正する。

## 別表1

## 給与表

| 新号俸 | 一般職員    |       | 主任      |       | 管理職     |       | 初任給          |
|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--------------|
|     | 基本給     | 定昇    | 基本給     | 定昇    | 基本給     | 定昇    |              |
| 1   | 136,800 | 3,700 | 136,800 | 3,700 | 136,800 | 3,700 |              |
| 2   | 140,500 | 3,700 | 140,500 | 3,700 | 140,500 | 3,700 |              |
| 3   | 144,200 | 3,900 | 144,200 | 3,900 | 144,200 | 3,900 |              |
| 4   | 148,100 | 3,900 | 148,100 | 3,900 | 148,100 | 3,900 | ※高卒初任給       |
| 5   | 152,000 | 4,100 | 152,000 | 4,100 | 152,000 | 4,100 |              |
| 6   | 156,100 | 4,100 | 156,100 | 4,100 | 156,100 | 4,100 | ※短大・専門学校卒初任給 |
| 7   | 160,200 | 4,300 | 160,200 | 4,300 | 160,200 | 4,300 |              |
| 8   | 164,500 | 4,300 | 164,500 | 4,300 | 164,500 | 4,300 | ※大卒初任給       |
| 9   | 168,800 | 4,500 | 168,800 | 4,500 | 168,800 | 4,500 |              |
| 10  | 173,300 | 4,500 | 173,300 | 4,500 | 173,300 | 4,500 |              |
| 11  | 177,800 | 4,700 | 177,800 | 4,700 | 177,800 | 4,700 |              |
| 12  | 182,500 | 4,700 | 182,500 | 4,700 | 182,500 | 4,700 |              |
| 13  | 187,200 | 4,900 | 187,200 | 4,900 | 187,200 | 4,900 |              |
| 14  | 192,100 | 4,900 | 192,100 | 4,900 | 192,100 | 4,900 |              |
| 15  | 197,000 | 5,100 | 197,000 | 5,100 | 197,000 | 5,100 |              |
| 16  | 202,100 | 5,100 | 202,100 | 5,100 | 202,100 | 5,100 |              |
| 17  | 207,200 | 4,900 | 207,200 | 4,900 | 207,200 | 4,900 |              |
| 18  | 212,100 | 4,900 | 212,100 | 4,900 | 212,100 | 4,900 |              |
| 19  | 217,000 | 4,700 | 217,000 | 4,700 | 217,000 | 4,700 |              |
| 20  | 221,700 | 4,700 | 221,700 | 4,700 | 221,700 | 4,700 |              |
| 21  | 226,400 | 4,500 | 226,400 | 4,500 | 226,400 | 4,500 |              |
| 22  | 230,900 | 4,500 | 230,900 | 4,500 | 230,900 | 4,500 |              |
| 23  | 235,400 |       | 235,400 | 4,300 | 235,400 | 4,300 |              |
| 24  |         |       | 239,700 | 4,300 | 239,700 | 4,300 |              |
| 25  |         |       | 244,000 | 4,100 | 244,000 | 4,100 |              |
| 26  |         |       | 248,100 | 4,100 | 248,100 | 4,100 |              |
| 27  |         |       | 252,200 | 3,900 | 252,200 | 3,900 |              |
| 28  |         |       | 256,100 | 3,900 | 256,100 | 3,900 |              |
| 29  |         |       | 260,000 | 3,700 | 260,000 | 3,700 |              |
| 30  |         |       | 263,700 | 3,700 | 263,700 | 3,700 |              |
| 31  |         |       | 267,400 | 3,500 | 267,400 | 3,500 |              |
| 32  |         |       | 270,900 | 3,500 | 270,900 | 3,500 |              |
| 33  |         |       | 274,400 | 3,300 | 274,400 | 3,300 |              |
| 34  |         |       | 277,700 |       | 277,700 | 3,300 |              |
| 35  |         |       |         |       | 281,000 | 3,100 |              |
| 36  |         |       |         |       | 284,100 | 3,100 |              |
| 37  |         |       |         |       | 287,200 | 2,900 |              |
| 38  |         |       |         |       | 290,100 | 2,900 |              |
| 39  |         |       |         |       | 293,000 |       |              |

別表 2

## 初任給基準

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 高卒    | } | 4号俸 |
| 短大卒   |   | 6号俸 |
| 保專卒   |   |     |
| 専門学校卒 |   |     |
| 大卒    |   | 8号俸 |

別表 3

## 前歴換算表

| 職 種           | 前 歴                | 換 算 率 |
|---------------|--------------------|-------|
| 施設長           | 施設長であった期間          | 70%   |
|               | 指導員、教員又は福祉関係であった期間 | 50%   |
|               | その他の職業であった期間       | 20%   |
| 指導員           | 指導員、保母又は福祉関係であった期間 | 70%   |
| 専任職員<br>(PSW) | 指導員、看護婦であった期間      | 50%   |
|               | その他の職業であった期間       | 20%   |
| 事務員           | 経理業務についていた期間       | 70%   |
|               | 福祉関係であった期間         | 50%   |
|               | その他の職業であった期間       | 20%   |
| 栄養士           | 栄養士、調理師であった期間      | 70%   |
| 調理師           | 福祉関係であった期間         | 50%   |
|               | その他の職業であった期間       | 20%   |

※福祉関係とは、小規模作業所も含む

別表 4

手 当

1 扶養手当

扶養家族のある職員に対して支給する。

(1) 扶養家族の要件

次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているもの。

①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。

(以下同じ)

②満22歳未満の子及び孫

③満60歳以上の父母及び祖父母

④満20歳未満の弟妹

⑤重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族とすることができない。

ア 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

イ 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ウ 重度心身障害者の場合は、終身労務に服することができない程度でない者

(2) 支給額(月額)

①配偶者 10,000円

②22歳未満の扶養の範囲に入る子1人につき 各6,500円

③上記以外の扶養親族2人まで。 各6,500円

④配偶者がいない者で上記②③扶養の範囲に入る者1人 10,000円

2 管理職手当

管理職手当は、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目して支給する。

(1) 支給範囲及び支給額(月額)

①本部長 本俸相当額×31%

②法人幹部 本俸相当額×29%

②事業責任者 本俸相当額×27%

③事務局長 本俸相当額×27%

④管理責任者 本俸相当額×22%

⑤センター次長 本俸相当額×22%

3 主任手当

主任手当は、職員を指導する職務に対して支給する。

(1) 支給範囲及び支給額(月額)

①主任 本俸相当額×6%

4 資格手当

|               |        |
|---------------|--------|
| 精神保健福祉士を有するもの | 5,000円 |
| 社会福祉士を有するもの   | 5,000円 |
| 介護福祉士を有するもの   | 5,000円 |
| 看護師を有するもの     | 5,000円 |
| 作業療法士を有するもの   | 5,000円 |

## 5 住居手当

借家もしくは借間に住居し家賃もしくは間代を支払っている職員に対して支給する。

### (1) 借家・借間

①支給範囲及び支給額(月額)

#### ア 支給要件

自ら居住するための住宅(貸間を含む)の賃貸契約本人で、現に当該住宅に居住し家賃を支払っている職員

#### イ 支給額(月額)

上限15,000円

## 6 賞与

基準日(5月31日、11月30日)に在職する職員に支給する手当

### (1) 支給の要件

①基準日に在職する職員

ただし、基準日に次に該当する者は除外する。

#### ア 無給休職者

#### イ 刑事休職者

#### ウ 停職者

### (2) 控除

対象月における在職期間中に欠務日数がある場合は、賞与の支給額から、支給額をその者の在職期間中で除して得た額に欠務日数を乗じて得た額を控除する。

欠務日数とは、次のものをいう。

①私傷病療養休暇

②病欠欠勤

③事故欠勤

④看護欠勤

⑤無許可欠勤

⑥停職

⑦結核性その他の私傷病による休職及び出勤停止(公傷病による場合を除く)

⑧刑事事件に関し起訴されたことによる休職

⑨遅刻、早退及び欠務

⑩育児休業

⑪介護休業

### (3) 支給日及び対象月

7月10日(対象月:12月1日から5月31日)、12月10日(対象月:6月1日から11月30日)

### (4) 支給額

本俸額を基準として年間3ヶ月を支給する。ただし、法人の経営状況によって増減して支給する。

## 7 超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務する職員に対して支給する。

①支給要件

本 俸

×1.25×超過勤務時間

160時間(1カ月平均労働時間)

## 8 休日出勤手当

休日に勤務した職員に対して支給する。

①支給要件  
 本 俸  
 $\times 1.35 \times \text{超過勤務時間}$   
 160時間(1カ月平均労働時間)

9 宿直手当

①支給額 3,000円

10 夜勤手当(泊まりを伴うもの)

①支給額 3,000円

11 通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担する職員及び自転車等を使用する職員に支給する手当

(1) 支給範囲及び支給額(月額)

①支給の要件

ア 交通機関等の利用者 運賃相当額(最高支給限度額 40,000円/1ヶ月)

- a 通勤のために交通機関等の使用を常例とすること
- b 運賃等の負担を常例とすること
- c 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。
- d 駐車場のない施設に自動車通勤するもの
- e 6ヶ月定期の額を4月分、10月分給与支払時に支給する。
- f 途中採用された場合は、支給月までの1ヶ月及び3ヶ月定期代を支給する。  
途中退職された場合は、6ヶ月の定期代より支給月から退職月までの1ヶ月及び3ヶ月定期代を除いた金額を最終給与より控除する。

イ 自動車の利用者(インターネットによる確証を添付すること)

|                          |        |   |
|--------------------------|--------|---|
| 通勤距離が片道55km以上である場合       | 31,600 | 円 |
| 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 | 28,000 | 円 |
| 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 | 24,400 | 円 |
| 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 | 18,700 | 円 |
| 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 | 12,900 | 円 |
| 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 | 7,100  | 円 |
| 通勤距離が片道2km以上10km未満である場合  | 4,200  | 円 |

※保育所の送迎など法人が特別に認めたものは、有料道路代を支払う。

ウ バイクの利用者(インターネットによる確証を添付すること)

|                          |        |   |
|--------------------------|--------|---|
| 通勤距離が片道55km以上である場合       | 15,800 | 円 |
| 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 | 14,000 | 円 |
| 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 | 12,200 | 円 |
| 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 | 9,350  | 円 |
| 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 | 6,450  | 円 |
| 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 | 3,550  | 円 |
| 通勤距離が片道2km以上10km未満である場合  | 2,100  | 円 |

エ 自転車の利用者(インターネットによる確証を添付すること)

通勤距離が片道2km以上である場合 1,050 円

12 緊急体制対応手当

第一待機者 1,000円  
第二待機者 500円

13 引越し手当

引越しにより通勤距離を短縮した職員に支給する。

- (1) 支給金額  
20万円
- (2) 支給の条件(下記の要件にすべてあてはまるもの)
- a 通勤手当が1ヶ月10,000円以上減額されること。
  - b 通勤時間が30分以上短縮されること。

14 調整手当

処遇改善加算により該当職員に調整手当を支給する。

15 特別勤務職員調整手当

特別職員に支給する

特別勤務職員の更新は毎年4月とする

①支給額 各月25,000円

16 勤続20年目手当

勤続20年目の職員には当該年に1回、勤続20年を超えた一月目に100,000円支給する。

## 別表 5

### 特定処遇改善手当に関わる特別手当について

本表は特定処遇改善手当を原資として支給される特別手当になるため、特定処遇改善加算が終了する事態、もしくは法人が特定処遇改善加算を取得できない事態になった場合は支給されない

#### 1 特定俸給

別表1の俸給表に2,000円を加算する。この特定俸給は賞与の算定対象となる。

#### 2 特定管理職手当

- (1) 俸給額の一定の比率を積算の上、賞与にて支給する。
- (2) 役員及び評議員の報酬等に関する規程、別表4の「給与規定による管理職手当は重複して支給しない」の管理職手当には該当しない。

#### 3 特定主任手当

俸給額の一定の比率を積算の上、賞与にて支給する。